

## 大学ガバナンスコード（案）別表

※この別表は、2017年3月10日付けの「大学ガバナンスコード（案）」に対応していません。

### 【基本原則1：大学設置法人として、設置大学の目的を達成するために必要な環境の整備】

国立大学法人：

学校法人を「国立大学法人」と読み替え。

公立大学法人：

学校法人を「公立大学法人」と読み替え。

地方公共団体：

普通地方公共団体が大学を設置する場合、大学設置は当該地方公共団体の機能・役割の一つに留まることから、それが「大学を含む学校を設置することを目的として組織されている特殊な形態の法人である」との部分は妥当しない（ただし、大学設置を目的とする特別地方公共団体（一部事務組合や広域連合）の場合は妥当する面がある。）。残余の部分について、学校法人を「地方公共団体」と読み替え。

上記全て：

私立学校法に固有の「事業報告書」等の会計書類については、国立大学法人法35条で準用する独立行政法人通則法38条の会計書類等それぞれに対応するものを読み替え。

### 【基本原則2：ステークホルダーとの適切な協働】

国立大学法人：

学校法人を「国立大学法人」と読み替え。

公立大学法人：

学校法人を「公立大学法人」と読み替え。

地方公共団体：

普通地方公共団体が大学を設置する場合、大学設置は、当該地方公共団体の機能・役割の一つに留まると同時に、普通地方公共団体は、社团的要素を有する公法人であるから、「財団法人を基本類型とする」という考え方は妥当しない。残余の部分について、学校法人を「地方公共団体」と読み替え。

上記全て：

私立学校法に固有のステークホルダーの例示等については、文脈に応じて、これらを適切なものに置き換えるほか、あくまで例示であることからそれぞれの法人形態に応じた対応をすることが必要である。たとえば、国立大学法人において、評議員（教職員枠）を「経営協議会における経営に関する学内の代表者」、評議員（卒業生枠）を「経営協議会における経営に関する学外の有識者」に読み替え、公立大学法人において、評議員を「経営審議機関の構成員」と読み替えることは一つの方策であるが、それぞれの法人の実体に応じた対応が優先されるべきである。

なお、国立大学法人については「国民」への説明責任を基本とする文部科学大臣等の関与の枠組み、公立大学については「住民」への説明責任を基本とする地方自治体の関与の枠組みに、それぞれ依拠するステークホルダーを追加する必要がある。

### 【基本原則 3：適切な情報開示と透明性の確保】

国立大学法人：

学校法人を「国立大学法人」と読み替え。

公立大学法人：

学校法人を「公立大学法人」と読み替え。

地方公共団体：

普通地方公共団体が大学を設置する場合、大学設置は、当該地方公共団体の機能・役割の一つに留まると同時に、普通地方公共団体は、社团的要素を有する公法人であるから、「財団法人を基本類型とする」という考え方は妥当しない。残余の部分について、学校法人を「地方公共団体」と読み替え。

上記全て：

私立学校法に固有の「事業報告書」等の会計書類については、国立大学法人法 35 条で準用する独立行政法人通則法 38 条の会計書類等それぞれに対応するものに読み替え。

なお、国立大学法人については、「中期目標・計画」等について、法令上作成が義務づけられていることとの関係で、読み替えが必要。

### 【基本原則 4：理事会等の責務】

国立大学法人：

学校法人を「国立大学法人」と読み替え。

理事会を「役員会」と読み替え・

公立大学法人：

学校法人を「公立大学法人」と読み替え。

理事会を「役員会」と読み替え・

地方公共団体：

普通地方公共団体が大学を設置する場合、その設置法人のガバナンスは首長と議会の二元代表制に基づくものとして地方自治法で規定されていることから、基本原則 4 のうち、設置法人の理事会、理事長、理事に関する部分は原則として妥当しない。残余の部分について、学校法人を「地方公共団体」と読み替え。「理事会」を首長又は大学管理者と読み替え。

上記全て：

評議員会については、「経営評議会」（国立大学法人）、「経営審議機関」（公立大学法人）、「議会」（地方公共団体）等への読み替えを行うことは一つの方策であるが、それぞれの法人の実体に応じた対応が優先されるべきである。

### 【基本原則 5：学長等の責務】

国立大学法人：

学校法人を「国立大学法人」と読み替え。

理事会を「役員会」と読み替え・

公立大学法人：

学校法人を「公立大学法人」と読み替え。

理事会を「役員会」と読み替え・

地方公共団体：

普通地方公共団体が大学を設置する場合、その設置法人のガバナンスは首長と議会の二元代表制に基づくものとして地方自治法で規定されていることから、基本原則5のうち、設置法人の理事会、理事長、理事に関する部分は原則として妥当しない。残余の部分について、学校法人を「地方公共団体」と読み替え。「理事会」を首長又は大学管理者と読み替え。